

藤沢市災害復興基金条例をここに公布する。

平成27年3月26日

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市条例第50号

藤沢市災害復興基金条例

(目的及び設置)

第1条 この市に大規模かつ重大な災害が発生した場合における市民生活の復興及び災害からの復旧を迅速かつ円滑に進めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、藤沢市災害復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(積立て)

第3条 毎年度基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

- (1) 寄付金
- (2) 市の資金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(基金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に掲げる目的の費用に充てる場合に限り、これを処分する

ことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。